令和4年2月1日

第1条 目的

本規約は、仙台市スポーツ振興事業団(以下「事業団」という。)が主催する事業(教室・大会・講習会等)(以下「事業」という。)の手続きのためのスポーツ教室受付等システム(以下「事業システム」という。)の利用者及び登録者(以下「登録者」という。)について、必要な事項を定めることを目的とします。

第2条 事業システムのサービス内容

事業システムに登録することにより、以下のサービスを利用することができます。

- (1) 事業への申込み及び参加料決済等
- ※上記の手続きは、SPF プログラムサーチ(https://spf-sendai.payhub.jp)で行うことができます。
- (2) 登録者専用の「マイページ」機能
- ※「マイページ」では、事業の申込み、支払い状況・申込み履歴等を確認できます。
- (3) 各種通知のメール受信等
- (4) 事業の出席処理等

第3条 会員登録

- 1 登録資格は以下のとおりとします。
- (1) 事業システムを利用しようとする個人の方
- (2) 本規約に同意し、遵守することができる方
- 2 登録料は無料です。
- 3 一部の事業申込みを除き、第2条の手続きを行うためには、事業システムに事前に登録 する必要があります。
- 4 登録者は、二親等までの家族(以下「家族登録者」という。)を登録することができ、第 2条の手続きを代行することができます。
- 5 事業システムへの登録を希望する場合、以下の項目を登録する必要があります。なお、 $(1) \sim (9)$ は必須項目とします。
- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 電話番号
- (4) 緊急時連絡先
- (5) 生年月日
- (6) 性別
- (7) メールアドレス
- (8) パスワード
- (9)メール配信可否
- (10) 職業

- (11) 家族登録
- (12) 参加料決済に係るクレジットカード情報
- 6 登録に際し、以下の項目に該当すると事業団が判断した場合、登録を取り消す場合があります。
- (1) 本規約に同意いただけない場合
- (2)登録内容に、虚偽の記載又は記入漏れがあった場合
- (3) すでに事業システムに登録をしている場合
- (4) その他、事業団が不適当と判断した場合
- 7 登録者は登録内容に変更があった場合は、速やかに変更手続きを行うものとします。
- 8 未成年者の場合、登録には保護者の同意が必要となります。
- 9 やむを得ない事由により、登録ができない方は、別紙 1「仮登録について」のとおり施 設窓口にて仮登録を行うことができます。仮登録の方(以下「仮登録者」という。)は、 サービス内容が一部異なります。なお、別紙 1「仮登録について」に記載のない項目につ いては、本規約に準じます。

第4条 登録番号・パスワードの管理

- 1 登録者には、登録番号を発行するものとします。
- 2 登録番号・パスワードは登録者本人及び家族登録者が利用できるものとします。
- 3 登録者は、登録番号・パスワードを自己の責任によって管理、使用するものとし、管理 不十分、利用上の過誤、または第三者の使用などによって生じる全ての損害については登 録者自らがその責任を負担するものとします。

第5条 登録者カードの発行及びその取扱い等

1 登録者は、希望する場合、参加料決済や出席処理に必要な登録者を示す QR コードを印字した登録者カード発行の申請を行うことができます。

(申請ページ:https://forms.gle/FXzFCDinis2oU9TK9)

- ※登録者本人及び家族登録者数分の申請ができます。
- ※マイページで表示される QR コードでも参加料決済や出席処理に利用できますので、 スマートフォン等で表示可能な方は、カード所有の必要はありません。
- 2 登録者カードは、登録者本人及び家族登録者が利用できるものとします。
- 3 登録者は、登録者カードを第三者に譲渡、または貸与することはできません。
- 4 登録者は、登録者カードの紛失、破損等により再発行が必要な場合は、事業団へ届け出るものとします。なお、再発行は有料(1枚100円(税込))となります。
- 5 事業参加時に登録者カードもしくはスマートフォン等で出席処理を行わない場合、事故 等発生時における傷害保険適用の対象外となる場合がありますので、必ず出席処理を行 ってください。

第6条 登録取消

- 1 登録者が登録取消を希望する場合は、所定の方法にて手続きを行うものとします。
- 2 事業団は、登録者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、事前に通知することなく、登録を取り消すことができます。

- (1) 本規約に同意いただけない場合
- (2)登録内容に虚偽があった場合
- (3) 同一人物が重複して登録している場合
- (4) 長期にわたり事業団から登録者に連絡が取れない場合
- (5) 本規約に違反した場合
- (6) その他、事業団が不適当と判断した場合

第7条 事業申込みの取扱い

- 1 事業へ申込みをする場合は、事業システムの所定の手続きにより、申込むものとします。
- 2 登録者が、登録者本人と同時に家族登録者の申込みを行う場合、または家族登録者のみの申込みを行う場合、登録者が代表となり、本規約について申込者全員に周知し、同意の責任を負うものとします。
- 3 事業への参加は、所定の決済方法による参加料の支払い手続き完了をもって確定するものとします。
- 4 参加料は、所定の決済方法により支払期限までに支払うものとします。

第8条 キャンセル等による参加料の取扱い

- 1 事業への申込み後、参加料支払期限までに支払いが完了しなかった場合は、キャンセルとなります。
- 2 参加料の支払い完了後は、原則として返金いたしません。ただし、事業開始前のキャンセル等については、参加者の申出により、参加料から事務手数料 500 円を減じた額を返金します。なお、申出の期限については、事業の開催に支障のない範囲で事業団が定めます。
- 3 悪天候の場合又は地方自治体からの要請、施設の都合により事業の開催を中止する場合 は、中止した分の参加料を返金します。
- 4 疫病・感染症等により、参加者本人が所属する企業・学校等において、出勤停止・臨時 休校・学級閉鎖等の措置が講じられている場合、未参加分の参加料を返金します。
 - ※キャンセル時の返金について、詳細は、別表 1「キャンセル時の参加料返金・ポイント 返還について」参照。

第9条 ポイントの取扱い

- 1 事業システムを利用して以下の手続きを行った場合にポイントを付与します。ただし、 付与の対象は登録者に限ります。
- (1) 会員登録時(500ポイント付与)
- ※家族登録者分のポイントは付与されません。
- (2) 事業の参加料を支払った場合 (100円につき1ポイント付与) ※ポイントは、申込み事業の初回開催日に付与されます。
- (3) その他、事業団が定めるキャンペーン等
- 2 付与されたポイントは、事業システムを利用して事業に申込み、かつ、クレジットカードで参加料を支払う場合にのみ、1 ポイント=1 円として、100 ポイント単位で利用することができます。

※現地払いを選択した場合、クレジットカードでの支払いはできないため、ポイントを利用できません。

- 3 付与されたポイントは、他者に譲渡することはできません。また、いかなる場合においてもポイントを合算することはできません。
- 4 事業の申込みをキャンセルした場合、ポイントは付与されません。
- 5 事業団は、登録者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、事前に通知することなく、当該登録者が保有するポイントの一部または全部を取り消すことができます。
- (1) 違法または不正行為があった場合
- (2) 本規約に違反した場合
- (3) その他、事業団がポイントを取り消すことが適当と判断した場合
- ※キャンセル時のポイント返還について、詳細は、別表 1「キャンセル時の参加料返金・ポイント返還について」参照。

第10条 禁止事項

登録者は事業システムの利用に関して次の各号の行為を行わないものとします。

- (1)登録者として有する権利を第三者に譲渡若しくは使用させるなどの行為
- (2) 他者になりすまして事業システムを利用する行為
- (3) その他法令もしくは公序良俗に反し他者に不利益を与える行為

第11条 サービス内容の中断、変更、中止等

- 1 以下に該当する場合、事業団の判断でサービス内容の一部もしくは全部を一時中断、または停止することがあります。
- (1) 事業システムの保守、更新の場合
- (2) 火災、停電、天災などの不可抗力により、サービスの提供が困難な場合
- (3) その他、運営上・技術上の理由によりサービスの中断が必要であると事業団が判断した場合
- 2 事業団は、登録者の承認を得ることなく、サービスの内容を変更、または中止することがあります。

第12条 個人情報の取扱い

- 1 第3条第5項に定める項目は、個人情報として取り扱い、事業の円滑な実施・運営のため、以下に掲げる利用目的の範囲内で利用し、法令等に基づく場合を除き、利用目的外の利用はいたしません。
- (1) 事業の申込状況や参加料決済状況の確認
- (2) 事業開催時における各種連絡、出席管理、緊急時対応
- (3) 事業案内、各種アンケート、キャンペーン等の広報
- (4) 事業促進のための分析・統計資料の作成
- 2 個人情報に係る事務処理の一部を外部委託する場合がありますが、受託者に対し、個人情報の漏えいや再委託等がないよう、契約等により義務付け、適切な管理を実施させます。
- 3 クレジットカード決済に係る事務処理は、決済代行サービス事業者に委託し、その処

理に必要な範囲内で個人情報を提供します。なお、受託者に対し、個人情報の漏えいや 再委託等がないよう、契約等により義務付け、適切な管理を実施させます。

- 4 第2項又は第3項により受託者が取得した個人情報は、次の各号に該当する場合に第 三者に開示することがあります。
- (1) 法令により開示を求められた場合
- (2) 裁判所、警察及び消費者団体等の公的機関等から開示を求められた場合
- (3) 合理的な理由に基づき受託者が必要と認めた場合
- 5 前 4 項の定めのほか、個人情報の取り扱いについては、事業団が定める「公益財団法 人仙台市スポーツ振興事業団 個人情報の取り扱いに関する方針」(https://www.spfsendai.jp/privacy_policy/) に従って適正に取り扱うものとします。

第13条 免責事項

事業システムの利用により登録者が被った損失などについて、事業団に故意または過失がない限り、責任は負いかねます。

第14条 費用負担

事業団は、利用者のインターネット接続料金及び接続の際の通信費、電話・ファクシミリ 等の通信費をはじめとするいかなる費用も支払わないものとします。

第15条 損害賠償

登録者が本規約及びその他法令等に違反する行為または不正もしくは違法な行為によって事業システムを利用することにより、事業団に損害を与えた場合には、事業団は登録者に対して事業団の被った損害の賠償を請求することがあります。

第16条 規約の改定

本規約を改定する場合は、事業団ホームページ等により事前に登録者へ告知するものとします。

第17条 細則

本規約に定めのない事項及び運営上必要な細則は別に定めるものとします。

第18条 施行

本規則は、令和4年2月1日より施行します。

附 則(令和6年12月改正)

この規約は、令和7年1月1日より施行します。

仮登録者のサービス内容は、下記のとおりです。

なお、あくまでも仮の登録のため、ご利用の際に受けられないサービス等がありますので、 あらかじめご了承ください。

【仮登録】

- 1 施設窓口に設置している別紙 2「会員登録申請書兼事業参加申込書」により、仮登録を行うことができます。
- 2 仮登録は、インターネットの利用を想定していませんので「マイページ」機能をご利用 いただけません。

【登録者カードの発行】

仮登録者には、参加料決済や出席処理に必要な QR コードを印字した登録者カードを発行します。

※仮登録者本人及び家族仮登録者数分を発行します。

※カードの再発行は有料 (1 枚 100 円 (税込)) となります。

【事業申込みの取扱い】

別紙 2「会員登録申請書兼事業参加申込書」に、申込み希望の事業を記載のうえ、ご提出ください。

【参加料の支払い】

施設窓口で現金のみの取扱いとなります。(クレジットカードは、選択いただけません)

【ポイントの取扱い】

仮登録者へのポイント付与はありません。

スポーツ教室受付等システム

別紙2

(施設窓口用)

会員登録申請書兼事業参加申込書

年 月 日

利用規約に同意する 🗌 個人情報の取扱に同意する 🗌						
会員	登録	事業申込	登録事項変更			
フリガナ						
氏 名						
住 所	〒 –					
電話番号						
緊急時連絡先 (本人以外)						
生年月日		召和	年 月 日			
性別			女			
メールアドレス						
メール配信	□希望する ※他施設のスポーツ	□希望しない 教室やイベントの案内9	い 等を、月2回程度メールにてお知らせ	:いたします。		
(注) 保護者 氏名・電話番号	(氏名)		(電話番号)			
家族登録		 有り()	l)人 無し			
L (注)保護者欄は、登録者	Ⅰ fが未成年者の場合のみ	ご記入ください。				
※家族登録をご希望の方は	は、裏面「スポーツ教室	受付等システム家族登録	禄申請欄」をご記入ください。			
申込教室等事業名						
	施設記入欄					
登録番号						
			•			

《個人情報の取り扱い》

- 1 取得した個人情報は、事業の円滑な実施・運営のため、以下に掲げる利用目的の範囲内で利用し、法令に基づく場合を除き、利用目的外の利用はいたしません。
- (1) 事業の申込状況や参加料決済状況の確認
- (2) 事業開催時における各種連絡、出席管理、緊急時対応
- (3) 事業案内、各種アンケート、キャンペーン等の広報
- (4) 事業促進のための分析・統計資料の作成
- 2 個人情報に係る事務処理の一部を外部委託する場合がありますが、受託者に対し、個人情報の漏えいや再委託等がないよう、契約等により義務付け、適切な管理を実施させます。

スポーツ教室受付等システム 家族登録申請 (施設窓口用)

年 月 日

1人目

フリガナ							
氏 名							
あなたとの続柄							
生年月日	大正	昭和		年	月	日	
	平成	令和				н	
性別			男	女			
電話番号							

2人目

フリガナ							
氏 名							
あなたとの続柄							
生年月日	大正	昭和		 年	月	日	
	平成	令和		+		Н	
性別			男	女			
電話番号							

3人目

フリガナ							
氏 名							
あなたとの続柄							
生年月日	大正	昭和		年	月	日	
	平成	令和				—	
性別			男	女			
電話番号							

■事業開始前

キャンセルの状況	参加料を現金・クレジットカードで 支払いの場合	参加料をポイントの一部、または全 額使用して支払いの場合	付与ポイントの扱い	
※ ¹ 参加者の都合によるもの		ポイント分をそのまま返還し、現金 分から事務手数料500円を減じて返金	ポイント付与はなし	
疫病・感染症等により出勤停止・臨時休 校・学級閉鎖等の措置が講じられている 場合	参加料全額を現金で返金	ポイント分をそのまま返還し、現金		
悪天候の場合又は地方自治体からの中止 要請、施設側の都合によるもの	参加料全額を現金で返金	も同額を返金		

■事業開始後

キャンセルの状況	参加料を現金・クレジットカードで 支払いの場合	参加料をポイントの一部、または全 額使用して支払いの場合	付与ポイントの扱い	
※ ¹ 参加者の都合によるもの	返金なし	返金なし (使用ポイント分は失効)	そのまま付与	
疫病・感染症等により出勤停止・臨時休 校・学級閉鎖等の措置が講じられている 場合		未実施分の参加料を現金で返金 ※ポイント分を現金とみなし、使用		
悪天候の場合又は地方自治体からの中止 要請、施設側の都合によるもの	未実施分の参加料を現金で返金	ポイント分は返還しない		

- ■「現金で返金」は口座振替手続きも含む
- ※1 次のいずれかに該当する場合は返金するものとする。
- ① 事業開始前のキャンセルの場合
- ② 傷病等健康上の理由により、参加困難になったと施設長が認める場合
- ③ 転勤又は転校等により、参加困難になったと施設長が認める場合
- ④ 施設長が参加困難と認める場合